



次の感染症危機に備えた感染症関連のDXの推進 に係る取組の進捗状況について

次の感染症危機に備えた感染症関連のDXの推進に係る取組の進捗状況について

◆新型コロナウイルス感染症対応における課題等

- 新型コロナウイルス感染症の対応においては、
 - ・ 急激な感染拡大に伴う、発生届に係る保健所職員の入力業務等の負担の著しい増加
 - ・ 全国の医療機関における病床の使用状況や感染症対策物資の確保状況等の一元的な把握が困難 等のデジタル化の遅れにより生じた課題があった。
- 次なる感染症への備えのためには、新型コロナ対応において構築したシステムの更なる改善や、新型コロナ対応の課題を踏まえて、新たなシステムを構築する必要がある。
- こうしたことを踏まえて、政府行動計画においては、『DXの推進』を横断的項目の一つに掲げ、重点的に取り組むこととしたところ。

◆新型インフルエンザ等対策政府行動計画の記載（抜粋）

（p 5（5つの横断的な視点）Ⅲ．DXの推進）

『感染症危機対応には、DXの推進や技術革新による対応能力の強化が重要となる。このため、国と地方、行政と医療機関等の情報収集・共有・分析基盤の整備、保健所や医療機関等の事務負担軽減による対応能力の強化、予防接種事務のデジタル化や標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテの標準化等の医療DX推進の取組を行うとともに、将来的には、電子カルテと発生届の連携や臨床情報の研究開発への活用に取り組む。』

◆主なシステムの進捗状況

- 検疫業務における情報を一元的に管理・活用することができるシステムについては、令和8年度から稼働できるよう準備中。
- 感染症サーベイランスシステムについては、医師等の更なる負担軽減を図るため、電子カルテと発生届の連携が可能となるよう、感染症法等の改正を含む医療法等一部改正法案を国会に提出。
- 予防接種業務の円滑化等に関するシステムについては、令和8年6月からのシステム稼働に向けてシステム設計・開発等準備中。
- 医療機関等情報支援システム（G-MIS）については、全国の医療機関で情報が入力できることを活かし、感染症関係の業務に限らず、医療機関からの報告等を集約する基盤として活用中。

主な感染症関連のシステムのスケジュール

※ 関係省庁の資料をもとに内閣感染症危機管理統括庁において作成

	～令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度～
検疫業務支援システム	前回稼働 ～R5.5月	調査研究 R6～	システム設計・開発 ～R8.3月	R8.4～ システム稼働 ・ 検疫手続のデジタル化 等 ※ 感染症有事には、水際対策の変化に柔軟に対応するため改修
感染症サーベイランスシステム	R4～ HER-SYS機能搭載 システム稼働中 発生届を電子カルテと同一の端末で作成・届出可能な仕組みについて検討			
予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム ・ 集合契約システム	システム設計・開発中 新型コロナの際のワクチン配送システム、接種証明書アプリについては、同様の機能の実装方法を検討			R8.6～ システム稼働 ・ 接種対象者をシステムで管理 ・ システムでの予診票の入力、確認 ・ 予防接種費用支払のデジタル化 等
予防接種等関連情報データベース	構築に向けた検討 ～R6	システム設計・開発	R8.6～ システム稼働 ・ データベース運用開始 ※ 第三者提供については、運用開始から 1 年後に開始予定	
医療機関等情報支援システム（G-MIS）	R2.5～ システム稼働 システム稼働中 （必要に応じて改善等を実施） 医療機関の協定内容準備状況報告 医療機関の協定内容準備状況報告 医療機関の協定内容準備状況報告 ・・・			
匿名感染症関連情報データベース（iDB）	R6.4～ システム稼働 （第三者提供開始） システム稼働中			
感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）	システム稼働中 R6.4～ システム稼働 （REBIND事業を発展的拡張） 各都道府県の一つの第一種感染症指定医療機関の参画を目指す 全ての第一種感染症指定医療機関の参画を目指す 電子カルテとの連携、保有する臨床情報や検体等の公開方法等について検討			

新型コロナウイルス感染症対応の課題

- 新型コロナ対応を開始した時点においては、検疫業務では統一したシステムを使用した情報管理が行われておらず、主にアナログでの情報管理を行っていたため、情報の管理や都道府県等との情報連携などが十分ではなかった。
- 水際対策の措置内容が著しいスピードで変化する中では、短時間でシステムを構築せざるを得ず、業務ごとに複数のシステムを並行稼働させることとなり、システム改修が短時間かつ柔軟に変更できる設計ではなく、システムで対応できない場合が生じた。



対応状況

- こうした課題を踏まえ、入国者に対する質問、問診、検査、隔離、停留、待機要請、健康監視等の検疫業務における情報を、一元的に管理・活用することができるシステムを、令和7年度中に構築できるように準備中。
- 当該システムが感染症サーベイランスシステムと連携することにより、都道府県等との情報連携が強化される。また、システムの統一化により水際対策の変更に応じて改修可能な設計となるため、有事に柔軟な対応が可能となる。

（参考）システムの概要

- 入国者は、滞在地や発熱等の症状等をVisit Japan Web（VJW）※1を通じてウェブサイトで事前に入力。
- 検疫所は、当該情報を確認し、問診や検査等の必要な対応を行う。
 - ・主な活用例：検疫時の問診・検査、待機施設での健康管理、感染症の分析や研究との連携、各統計情報への反映、都道府県への情報提供（感染症サーベイランスシステムとの連携）
- 平時においては、平時の検疫対応に即した業務支援システムとして運用し、必要に応じて上記の有事機能を稼働させる。

※1 入国手続（入国審査、税関申告）および免税購入に必要な情報を登録することができるウェブサービス

新型コロナウイルス感染症対応の課題

- 新型コロナ対応の際には、急激な感染拡大に伴い、発生届の届出が紙で実施されていたことによる医師等の負担や、健康観察業務等による保健所職員等の負担が生じていた。



対応状況

- こうした課題を踏まえ、**令和2年5月に、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS※）を新たに構築し、医師等による発生届の入力や、健康観察の実施（本人からの報告機能及び保健所・医療機関等が健康状態を確認するための自動架電機能を含む）についてシステム上で対応できる機能を整備した。**
- ※ Health Center Real-time Information-sharing System on COVID-19
- その上で、**令和4年から、これらの機能について、新型コロナウイルス感染症以外も対象とする感染症サーベイランスシステムに統合したところ。**
- 今後、さらに、医師等による届出の入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携が可能となるよう、感染症法の改正を含む医療法等一部改正法案を第217回国会に提出したところである。**

（参考）システムの概要

- 感染症法により医師等に義務付けられている感染症に関する届出等について電磁的方法による届出等を可能とするシステムであり、医師等から都道府県等への届出や、都道府県等から国への報告の際に活用されている。
- なお、都道府県等から当該システムを活用して報告された全国の都道府県別・疾患別の1週間毎の発生状況は、速やかに集計の上、
 - ・国立感染症研究所により、感染症発生動向調査週報（Infectious Diseases Weekly Report：IDWR）として、原則、翌々週の火曜日に速報値を公表
 - ・厚生労働省により、都道府県向けに、原則、翌週の水曜日に速報値を共有されている。

新型コロナウイルス感染症対応の課題

- 新型コロナウイルスワクチン接種が行われた当時は、紙の接種券や予診票を前提に、自治体における印刷・発送事務や接種対象者による紙の管理の負担が生じていた。
- ワクチン接種に係る費用請求に関しても、当時は医療機関が予診票等を自治体等に郵送する事務負担が生じていた。



対応状況

- こうした課題を踏まえ、現在、令和8年6月稼働に向けて、予防接種業務の円滑化のため、『予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム（予予システム）』及び『集合契約システム』の構築を進めている。
- 予予システムの実現により、以下のことが可能となる。
 - ・自治体：接種対象者情報の予予システムへの登録や、住民の接種記録の閲覧
 - ・接種対象者：マイナポータル経由で予予システムへの予診票回答の登録や、自身の接種記録の確認
 - ・医療機関：予予システムを通じて、接種対象者による予診票回答の確認
- 集合契約システムの実現により、医療機関は費用請求を当該システムを活用して行うことが可能となり、自治体はシステムを活用して費用支払いを実施することが可能となる。

新型コロナウイルス感染症対応の課題

- 新型コロナのワクチン接種が行われた当時は、自治体を実施する予防接種について、個々の接種対象者の接種の有無等を国が把握できておらず、予防接種の有効性・安全性に関する調査のための情報基盤が存在しなかった。



対応状況

- こうした課題を踏まえ、令和4年に法改正※を行い、自治体は予防接種の実施状況を国に情報提供しなければならないこととするとともに、匿名化した予防接種等の情報と他の公的データベースと連結解析を可能とすべく、予防接種等関連情報データベースの構築・運用に必要な法令上の措置を講じた。
※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）
- 現在、令和8年6月のデータベース稼働に向けて、設計・開発に係る業務を進めている。
- さらに、仮名化した予防接種等関連情報についても、他の公的DBと連結可能な形でデータの利用及び第三者提供が可能となるよう、予防接種法の改正を含む医療法等一部改正法案を第217回国会に提出した。

（参考）データベースの概要

- ・ 予防接種等関連情報※について匿名化後に収集してデータベースを構築し、国において調査研究に利用するとともに、大学、研究機関等の第三者にも提供
※ 予予システムにおいて管理されている接種記録情報や、医療機関からPMDAに報告された副反応疑い報告の情報
- ・ 他の公的DB（NDB※等）と連結したデータの利用及び第三者提供を可能とする予定
※ NDB：レセプト情報・特定健診等情報 データベース（National Database）

医療機関等情報支援システム（G-MIS）（感染症医療関係）

新型コロナウイルス感染症対応の課題

- 医療機関の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や個人防護具（マスクやガウン等）の確保状況等を一元的に把握することができなかった。



対応状況

- こうした課題を踏まえ、**令和2年5月に医療機関等情報支援システム（G-MIS）を構築し、その後改修を加えながら、医療機関の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器、個人防護具等の確保状況等を一元的に把握。**
- **現在は、感染症対策のほか、**全国の医療機関で情報が入力できることを活かし、医療法に基づく医療機能情報提供制度や病床・外来機能報告等の**報告・届出を集約する基盤として活用**されている。
- **令和7年3月1日時点**のユーザー登録の状況は、**医療機関（病院、診療所）106,529機関、薬局約64,422機関、訪問看護事業所5,617機関**である。

（参考）G-MISの活用について

- ・ 新型コロナ対応を踏まえ、令和4年に法改正を行い、平時から都道府県と医療機関等との間で協定を締結しておき、新型インフルエンザ等の発生時には協定に基づき感染症対応等を行うこととなり、医療提供体制の整備状況を確認するため、平時にも年1回、G-MISを用いて医療機関等から協定の準備状況を報告することとした。
- ・ 新型コロナ対応時には、G-MISを用いて病床等の稼働状況、医療スタッフの状況等を把握したが、今後新型インフルエンザ等が発生した場合には、この機能を活用して、効率的な医療提供体制の把握や入院調整を行うこととしている。
- ・ 新型コロナ対応時には、個人防護具の配布を希望する医療機関がG-MISを通じて要請を行い、国から当該医療機関に個人防護具の緊急配布を行った。今後新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、この緊急配布要請に関する機能は存続している。

新型コロナウイルス感染症対応の課題

- 新型コロナウイルス感染症対応においては、大学や民間の研究機関等の専門家・研究者が、新型コロナウイルス感染症の重症度、ワクチン・治療薬の有効性等の分析等を行えなかったという課題があった。



対応状況

- こうした課題を踏まえ、令和4年、国民保健の向上に資する調査、研究等を促進することを目的に、感染症法を改正し、HER-SYSに格納されていた新型コロナ感染症の届出情報を匿名化し、他の公的DB（NDB等）と連結解析を可能なデータとして、匿名感染症関連情報の第三者提供を可能とするような必要な法令上の措置を行うとともに、データベースの整備を進め、令和6年度から提供を開始している。
- 現在、さらに、仮名感染症関連情報についても他の公的DBと連結可能な形でのデータの利用及び第三者提供が可能となるよう、感染症法の改正を含む医療法等一部改正法案を第217回国会に提出したところである。

（参考）データベースの概要

- 医師の届出（発生届）に関して国が報告を受けた内容等（※）について、個人の特定ができない形で匿名化した情報を、国として調査研究に利用するとともに、申請を受けて第三者に提供している。
※ 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に格納されていたデータ情報（HER-SYSが構築される前に、一部地方公共団体が感染症発生動向調査（NESID）経由で登録した情報を含む）。
- 匿名感染症関連情報の第三者提供や公表の可否等については、厚生科学審議会感染症部会に設置した「匿名感染症関連情報の第三者提供に関する小委員会」において専門的観点から審査を行っている。

新型コロナウイルス感染症対応の課題

- 新型コロナウイルス感染症流行下において、国内において新興・再興感染症の科学的知見の創出や医薬品等の早期開発を行うため、令和3年度に「新興・再興感染症データベース(REBIND)事業」業を開始し、医療機関から患者の臨床情報や検体、病原体等を収集・解析し、医薬品等を開発する研究機関に提供することとした。
- 一方で、新型コロナウイルス対応において、医療体制がひっ迫する中、医療機関の研究への協力が進まない、製薬企業と個々の医療機関との連携に時間を要したこと等の課題があった。



対応状況

- こうした課題を踏まえ、令和6年度より、REBIND事業で構築してきた検体・病原体・データの収集・保管機能等に加え、感染症患者の受け入れを行う医療機関等がネットワークを構築し、平時から感染症に関する多施設の臨床研究等を実施するとともに、感染症有事の際に迅速に臨床試験を実施できる体制を整備することとした。(感染症臨床研究ネットワーク事業(iCROWN))
- 令和6年度は14の特定・第一種感染症指定医療機関に加え、臨床研究中核病院等の参画を調整した。今後、全ての第一種感染症指定医療機関の参画を目指す(令和7年度は、35の特定・第一種感染症指定医療機関が参画予定)。

(参考) iCROWNの概要

- ・ 厚生労働省からの委託事業として、国立健康危機管理研究機構(JIHS)に事務局を置き、感染症指定医療機関等からなる臨床研究のネットワークから収集された感染症の臨床情報及び検体等(患者から採取した検体、分離した病原体、等)を保管・データベース化し、利活用を希望する研究者や企業等に対して提供している。
- ・ DXの観点では、臨床研究をより推進するために、臨床情報等の収集に係る入力業務の負担軽減等を図るため参画する各医療機関の電子カルテシステムとの連携、利活用推進のため保有する臨床情報や検体や病原体等の公開方法や速やかに提供する仕組み作りを進めている。

参 考 資 料

感染症関連のシステムの現状と今後の方向性について

水際対策関係

※赤枠は、『次の感染症危機に備えた感染症のDXの推進に係る取組の進捗状況について』の資料において具体的に取り扱っているシステムを示している。

デジタルツール名称	機能・概要・現状	今後の方針
① VJW (ブイジェイダブリュー, Visit Japan Web)	・入国前に、外国人入国記録や税関申告に必要な情報を登録することができるウェブサービス（国籍を問わず利用可能）であり、令和4年11月から、入国前検疫手続のファストトラック（質問票の記入、ワクチン接種証明書・陰性証明書の確認等）機能を追加した。 ・入国時の検疫手続については、ERFS（④）とシステム連携のうえ検疫手続（接種証明書の登録等）を実施。（水際措置の変更により令和5年4月29日より連携停止） ・前回稼働期間：令和4年11月～令和5年5月（ファストトラック機能）	●コロナの経験を踏まえ、検疫業務支援システム（②）について令和6年度に調査研究事業を実施しており、令和7年度に構築予定。 ●帰国者等が質問票の入力を行う機能等について、VJW（①）と検疫業務支援システム（②）との連携を予定。
② 検疫業務支援システム	・検疫法に基づく質問にウェブ上で回答、内容をQRコード化する質問票ウェブと、到着時に検疫官がQRコードを読み取り、検査結果の登録等を行う読み取りシステムで構成していた。（前回稼働期間：令和2年9月～令和5年5月） ・新型コロナウイルスの経験を踏まえて、令和6年度に調査研究事業を実施し、令和7年度に設計・開発を行う。 ・質問票機能に加えて、検疫所の宿泊施設における健康確認等の機能を追加する予定。	●帰国者等の健康監視について、検疫業務支援システム（②）と感染症サーベイランスシステム（⑦）との連携を予定。 ●システム構築後は、検疫所においてシステムの利用を含む訓練を行い、必要な機能があれば、検疫業務支援システム（②）の改修を行っていく。
③ MySOS（マイエスオー エス）	・「入国者等健康フォローアップセンター業務」の受託事業者が民間事業者の既存アプリを改修して、毎日の入国者の健康居所情報を確認する機能を追加したもので、入国後の健康フォローアップに利用していた（ERFS（④）と連携）。 ・令和4年2月に入国前検疫手続のファストトラック（質問票の記入、ワクチン接種証明書・陰性証明書の確認等）機能を追加（ERFS（④）と連携）したが、同年11月にファストトラック機能はVJWへ統合された。 ・前回稼働期間：令和3年4月～令和4年10月（健康フォローアップ） 令和4年2月～令和4年11月（ファストトラック）	
④ ERFS (エルフス, Entrants, Returnees Follow-up System)	・「入国者等健康フォローアップセンター業務」の受託事業者が健康フォローアップ業務を行うための管理システムとして構築したもの。 ・MySOS（③）やファストトラック機能追加後のVJW（①）と連携し情報を管理する基幹システムとして利用していた。	

	・「水際対策強化に係る新たな措置（27）及び（29）※」における受入責任者の申請及び在外公館における申請状況の確認等においてもこのシステムを利用していた。 ※ 外国人の新規入国については、関連措置※に基づき、原則として全ての国・地域からの新規入国を一時停止し、「特段の事情」がある場合に限り、新規入国を認めることとしていたが、下記（１）、（２）又は（３）の新規入国を申請する外国人については、日本国内に所在する受入責任者が、入国者健康確認システム（ERFS）における所定の申請を完了した場合、「特段の事情」があるものとして、新規入国を原則として認めるもの。 （１）商用・就労等の目的の短期間の滞在（３月以下）の新規入国 （２）長期間の滞在の新規入国 （３）観光目的の短期間の滞在の新規入国（旅行代理店を受入責任者とする場合に限る）（水際対策強化に係る新たな措置（29）で追加） ※※「水際対策強化に係る新たな措置（４）」（令和２年 12 月 26 日）の１、「水際対策強化に係る新たな措置（７）」（令和３年 1 月 13 日）及び「水際対策強化に係る新たな措置（10）」（令和３年 3 月 18 日） ・前回稼働期間：令和３年 4 月～令和４年 10 月（健康フォローアップ） 令和４年 2 月～令和５年 5 月（ファストトラック） 令和４年 3 月～令和４年 10 月（措置 27）	
⑤ 帰国者フォローアップシステム	・入国後の健康フォローアップ対象者の情報を自治体と連携し、フォローアップ情報の確認等を行うもの（令和３年 4 月以降は ERFS と連携）。 ・前回稼働期間：令和２年 5 月～令和５年 5 月	

（所管）①VJW：デジタル庁、厚生労働省（、財務省及び出入国在留管理庁）、②検疫業務支援システム、③MySOS 及び⑤帰国者フォローアップシステム：厚生労働省、④ERFS：厚生労働省及び外務省

感染症発生動向等関係

デジタルツール名称	機能・概要・現状	今後の方針
⑥新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS※) ※Health Center Real-time Information-sharing System on COVID-19 ※令和5年度末でシステム停止	・発生届を電子的に入力、一元的に管理、関係者間で共有できるシステム。 ・現場の保健所職員等の作業をIT化、ワンスオンリー化。 ・スマホ等を通じて患者が健康情報を入力。 ・感染者等の状態変化を迅速に把握・対応。	・感染者数の把握等については、新型コロナウイルス感染症対応時にはHER-SYSにより把握等していたところ、感染症サーベイランスシステム（⑦）の更改により、HER-SYS（⑥）で対応していた医療機関による発生届の入力や健康観察機能（本人からの報告機能及び保健所・医療機関等が健康状態を確認するための自動架電機能を含む）を実装済みであり、平時有事問わず、今後の感染症対応においては、感染症サーベイランスシステム（⑦）を活用していく。
⑦感染症サーベイランスシステム	・発生届を電子的に入力、一元的に管理、関係者間で共有できるシステム。 ・現場の保健所職員等の作業をIT化、ワンスオンリー化。 ・スマホ等を通じて患者が健康情報を入力。 ・感染者等の状態変化を迅速に把握・対応。 ・感染症法に基づく発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携に向けて、感染症法の改正を含む医療法等一部改正法案を第217回国会に提出。	・前項に記載のとおり、HER-SYS（⑥）で対応していた医療機関による発生届の入力や健康観察機能（本人からの報告機能及び保健所・医療機関等が健康状態を確認するための自動架電機能を含む）を実装済み。 ・感染症法に基づく発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携が可能となるよう、左記の法案が成立次第、実装に向けて整備を進める。

（所管）⑥HER-SYS 及び⑦感染症サーベイランスシステム：厚生労働省

ワクチン関係

デジタルツール名称	機能・概要・現状	今後の方針
⑧ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）	・全国の医療機関からワクチンの希望量を集約し、希望量と分配可能な量に応じて、国から都道府県、都道府県から市町村、市町村から医療機関への分配量を決定し、円滑かつ効率的なワクチン分配を支援するシステム。 ・新型コロナワクチンの特例臨時接種が終了した令和6年3月末をもって稼働終了	● 足下で新型インフルエンザ等が発生した場合には、V-SYS（⑧）及び VRS（⑨）を再稼働して利用する。 ● V-SYS（⑧）及び VRS（⑨）は、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム及び集合契約システム（⑩）で代替することを検討中。 ● 予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム及び集合契約システム（⑩）を令和8年6月に稼働予定。
⑨新型コロナウイルスワクチン接種記録システム（VRS）	・新型コロナウイルス感染症のワクチン接種にあたり、個人の接種状況を記録するシステム。 ・接種会場において医療機関等がタブレットで接種券を読み取り、システムに接種記録情報を登録。 ・市区町村が住民の接種状況を即座に確認できるほか、書面又はアプリにより接種証明書の発行が可能。 ・新型コロナワクチンの特例臨時接種が終了した後、接種記録の登録・修正の作業期間を確保した上で、令和6年9月末をもって稼働終了	
⑩予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム及び集合契約システム	・個人番号カードを用いたオンライン対象者の確認、接種記録の管理の効率化、費用請求・支払事務の効率化等、予防接種事務をデジタル化するためのシステム。 ・令和5年度中に希望する自治体において事業を開始し、当該取組を踏まえたシステム改善を行いながら、順次、参加する自治体や医療機関を拡大する。自治体システムの標準化の取組の状況を踏まえ、全国展開をしていく予定。 ・特定接種（※）の対象事業者を登録するシステムは稼働中。 ※新型インフルエンザ等発生時に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種。	
⑪予防接種等関連情報データベース（VDB）	・予防接種の有効性及び安全性の向上を図るための調査・研究を行うことを目的として、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム・集合契約システム（⑩）に記録された情報及び PMDA の副反応疑い報告に係る情報を匿名化して集約したデータベース。	● 令和8年6月に稼働予定。

（所管）⑧V-SYS、⑨VRS、⑩予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム及び集合契約システム及び⑪VDB：厚生労働省

医療提供体制関係・感染症対策物資等の確保

デジタルツール名称	機能・概要・現状	今後の方針
⑫ 医療機関等情報支援システム（G-MIS, GatheringMedical Information System）	・全国の医療機関から、各医療機関の病床等の稼働状況、医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や個人防護具（マスク、ガウン等）の備蓄・配置状況等を一元的に把握して支援等に運用するシステム。 ・各都道府県に対しては、年に一度、各個人防護具の備蓄数量の回答を求めることとしている。（調査対象物資：医療用（サージカル）マスク、N95 マスク、フェイスシールド、アイソレーションガウン、非滅菌手袋）。	<医療提供体制関係> ・医療措置協定を締結する医療機関から都道府県等への病床等の稼働状況、医療スタッフの状況、受診者数等の報告については、新型コロナ対応で構築した医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用して行うこととしている。 ・新型インフルエンザ等発生時には、新型コロナ対応と同様、確保病床数・稼働状況等についての随時の報告に対応する。 ・また、協定締結医療機関として、病院・診療所・薬局に加えて、訪問看護事業所にも医療機関等情報支援システム（G-MIS）の ID 発行を行う。 ・平時にも、年 1 回の医療機関からの締結した協定の準備状況（病床確保・発熱外来等の措置内容確認、研修・訓練等）報告等に活用する。 <感染症対策物資等の確保関係> ・医療措置協定を締結する医療機関から都道府県等への医療機器や医療資材の確保状況等の報告については、新型コロナ対応で構築した医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用して行うこととしている。 ・新型インフルエンザ等発生時には、新型コロナ対応と同様、医療機器や医療資材の確保状況等についての随時の報告に対応しつつ、G-MIS を通じた医療機関からの緊急配布要請に基づき必要な個人防護具を配布する。 ・平時にも、年 1 回の医療機関からの締結した協定の準備状況（個人防護具の備蓄状況等）の報告に活用する。

（所管）⑫G-MIS：厚生労働省

その他

デジタルツール名称	機能・概要・現状	今後の方針
⑬感染症臨床研究ネットワーク (iCROWN) ※ 旧、新興・再興感染症データバンク (REBIND)	・令和3年度に開始した「新興・再興感染症データバンク (REBIND)事業」を発展的に拡張する形で、令和6年度から感染症危機発生時に備え、平時より医療機関や自治体等と連携し、多施設で感染症の臨床研究を実施できる体制を整備する。 厚生労働省の委託事業として、国立健康危機管理研究機構(JIHS)が事務局となり、国内の感染症指定医療機関や自治体等が参加。(令和7年は35の医療機関が参加予定)。 注：REBIND：新型コロナウイルス感染症流行時に立ち上げた、予防・治療法が確立されていないパンデミック等に移行する懸念がある新興・再興感染症に対して、病態解明、検査薬や治療薬等の研究開発等のために、感染症患者の検体や臨床データ、病原体等の集積を行うデータバンク事業。	・R7年度からは各都道府県から第一種感染症指定医療機関が参加することを目指すと共に、臨床研究中核病院等の協力も得ながら、平時から臨床試験をさらに推進できる体制を構築する。対象感染症も今後追加される予定。 DXの面では、臨床研究をより推進するために、各医療機関の電子カルテシステムとの連携手法（医療機関の電子カルテからFHIR※を活用してデータを抽出する方法、等）の検討を行った上で、システムを構築する。 ※ 電子カルテや診療情報の相互運用性を高めることを目的として開発された医療情報の標準規格。
⑭匿名感染症関連情報の第三者提供に関するデータベース	・医師の届出（発生届）に関して国が報告を受けた内容など（※）について、個人の特定ができない形で匿名化した情報を、国として調査研究に利用するとともに、第三者に提供している。 ※HER-SYSに格納されていたデータ情報（HER-SYSが構築される前に、一部地方公共団体が感染症発生動向調査（NESID）経由で登録した情報を含む）。 ・感染症法の改正により、令和6年度から提供開始。匿名感染症関連情報の第三者提供や公表の可否等について、厚生科学審議会感染症部会に設置した「匿名感染症関連情報の第三者提供に関する小委員会」において専門的観点から審査を行っている。 ・他の公的DB（NDB等）と連結可能なデータの利用及び第三者提供が可能である。 ・仮名感染症関連情報についても他の公的DBと連結可能な形でデータの	・令和7年度についても、計4回の個別審査を実施し、提供を行う予定。

	利用及び第三者提供が可能となるよう、感染症法の改正を含む医療法等一部改正法案を第 217 回国会に提出したところである。	
--	--	--

(所管) ⑬iCROWN：厚生労働省